

兵庫県立大学における  
SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の多様性に関する  
学生への配慮・対応ガイドライン

(令和8年4月版)

兵庫県立大学は、令和5年4月1日に策定された兵庫県立大学の「性的指向 (Sexual Orientation)」と「性自認 (Gender Identity)」(以下、「SOGI」という)の多様性の尊重に関する基本方針に基づき、学生への配慮・対応のガイドラインとして、以下の事項を定め、取り組めます。

## 1 相談について

本学では、SOGIの多様性に関する相談窓口を次のとおりとします。

- ・キャンパスの学生担当課

相談窓口では、相談内容によっては、学内の他の窓口を紹介し、連携して対応することもあります。相談の内容や連携の範囲等については、本人と相談した上で進めます。

なお、関係者全員が守秘義務をもって対応しますので、安心してご相談ください。

主に、学生やその家族を対象として、本ガイドラインに示した内容を中心に相談を受け付けます。

## 2 氏名・性別情報の管理と取扱いについて

### (1) 通称名の使用 (学籍簿上の氏名変更)

本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき取り扱われます。学籍簿上の表記は、原則、戸籍上の氏名を用います。自認する性に基づく通称名を希望する場合は、兵庫県立大学における学生の通称名等の使用に関する要項に基づき、所属学部・研究科の学生担当課へご相談ください。

なお、自認する性に基づく通称名の使用にあたっては、戸籍上の氏名との不一致等により、かえって不利益を受ける可能性があることについてご留意ください。

### (2) 学籍上の性別の変更

学籍上の性別の変更は、戸籍上の性別が変更された場合に可能となります。

### (3) 性別情報の取扱い

本学では、個人情報の保護に関する規程を定めており、個人情報の適正な取扱いを確保しています。性別情報の取扱いについても当事者が意図しない形で性別情報が公表されることがないように慎重に取り扱います。

### (4) 大学が発行する証明書等の性別情報記載

本学が発行する証明書のうち、主な証明書等の性別記載の有無については以下のとおりです。

- ・性別記載のないもの

学生証、卒業証書・学位記、在学証明書、成績証明書、卒業(修了)見込証明書 等

- ・性別記載のあるもの

健康診断証明書 等

(5) 大学に提出する書類についての性別情報の記載

本学に提出する諸書類のうち、性別情報の記入の有無については以下のとおりです。

・性別記載のないもの

休学願、復学願、入学料・授業料免除申請 等

・性別記載のあるもの

学生宿舍入居（入寮）申請書、教育実習申込書 等

### 3 授業について

(1) 体育等の関連科目の履修

体育等の実技科目では、服装等の男女別の要素がある科目があります。着替えが必要な場合の更衣室使用等含め、相談をご希望の方は各キャンパス学生担当課までご連絡ください。

(2) 学外実習（教育実習、病院実習等）の履修

学外機関での実習については、受け入れ先の体制や状況等により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、実習を行う中で想定される配慮等について相談することができます。相談をご希望の方は、各キャンパス学生担当課までご相談ください。

(3) 授業における性別による活動

授業（演習、実習を含む）において、特に必要な場合を除き、性別で区別した活動を行わないよう努めます。

(4) 学内における呼称

本学では性別による呼称の区別を行わないよう努めます。

### 4 学生生活について

健康診断等、本学における修学上、何らかの配慮を希望する場合は、何ができるかを共に考え、対応策を検討しますので、所属するキャンパス学生担当課までご相談ください。

### 5 就職活動・キャリア支援について

インターンシップや就職活動に関する相談には、キャリアセンターや学内の関係部署が、必要に応じて連携し対応します。自分らしく働けるキャリアについて、一緒に考えていきましょう。

### 6 学内施設について

本学には、障がいの有無や性別にかかわらず、誰もが利用できる多目的トイレ（車いす対応トイレ）が設置されています。誰でも安心して多目的トイレ（車いす対応トイレ）が選択できるよう、「あなたのトイレ～Restroom for All」という呼称の周知・定着を図り

ます。

## 7 ハラスメントの防止について

SOGI に関する侮辱的な言動や、SOGI に関わる個人情報を当事者の了承を得ずに他者に暴露すること（アウトティング）は、ハラスメントに該当します。本学は、SOGI の多様性を理解し、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）による不適切な言動を防止するため、ハラスメントの防止について継続的な啓発活動に取り組むとともに、相談体制の周知に努めます。

## 8 ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、環境の改善状況等を踏まえながら、必要に応じて見直します。

本ガイドラインは、令和8年4月1日より施行する。